［十一　略］	［略］	［略］
十二　農業行政費	農家数	［削る］
		［削る］
十三　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	1‖　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［略］ 2‖・3‖　［略］ 4‖　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{50 \times \alpha}{90{,}500 \times A}$ 5‖　［略］ ［1～4　略］ 5　密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端

［十一　同上］	［同上］	［同上］
十二　農業行政費	農家数	1‖　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （0.231 × B）／ A 算式の符号 A　測定単位の数値 B　引受戸数（令和２年度から令和４年度までの引受戸数の計を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、令和４年度の引受戸数が０の場合は０とする。）） 2‖　各年度の引受戸数は、当該年度の四月一日現在において農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六十八条及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の規定により農業共済組合連合会（都道府県の区域をその区域とするものに限る。以下同じ。）の組合員（同法第百七条第一項の共済事業を行う市町村に限る。）が農業共済組合連合会に対して通知した数値とする。 3‖　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［同左］ 4‖・5‖　［同上］ 6‖　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{48 \times \alpha}{90{,}500 \times A}$ 7‖　［同左］ ［1～4　同上］ 5　密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端
十三　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	